

増進活動実施計画等の認定等事務取扱要領

環自計発第 2502144 号

6 環バ第 325 号

国総環第 130 号

環境省自然環境局長通知

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知

国土交通省総合政策局長通知

制定 令和 7 年 2 月 17 日

第 1 趣旨

この要領は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和 6 年法律第 18 号。以下「法」という。）、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則（令和 6 年農林水産省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）及び地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（令和 6 年農林水産省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）に定めるもののほか、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定審査等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定等

1 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定の申請主体

(1) 増進活動実施計画

増進活動実施計画の認定を申請することができる者は、地域生物多様性増進活動に対する責任を有する者とする。なお、複数の者が共同して申請することも可能とするが、その場合は、共同して申請を行う者の中から当該申請の代表者を選定するものとする。

(2) 連携増進活動実施計画

連携増進活動実施計画の認定を申請することができる者は、連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村の長とする。なお、地域の団体や企業などの市町村と共同として活動を行う者については、計画に連携活動実施者として記載すること。

2 申請準備

(1) 申請資料の作成

申請者は、法、施行規則、基本方針及び本取扱要領のほか、活動内容の検討に参考となる「効果が期待できる活動手法」や添付資料の留意事項などを取りまとめた「地域生物多様性増進活動の手引き」に基づき、計画の作成や添付書類の準備を行うこと。

(2) 事前調整

増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の実施に当たって必要な許認可等の手続がないかを確認し、必要に応じて当該手続を進めるものとする。

① 土地の所有者等

また、地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域（以下「実施区域」という。）について、土地の所有者等が申請者と異なる場合には、活動の実施について書面等により確認や同意を得ることとし、その記録を確認できるようにしておくこととする。

② 公物等の管理区域

また、地域生物多様性増進活動の実施区域については、民有地・公有地問わず、他の法律に基づき公益的観点で区域の指定や権利の設定等がなされている場合があるため、このような区域（以下「公物等の管理区域」という。）の管理者と十分に意思疎通を図り、活動に影響を及ぼす現行及び具体化した将来の整備計画、活動が制約される期間等の有無とその内容について確認した上で各活動実施計画を作成する必要がある。このため、実施区域が別表で定める公物等の管理区域と重複する場合には、申請者は、申請手続の円滑化のため申請前に、活動内容について書面等により公物等の管理者の確認や同意を得るものとし、その記録を確認できるようにしておくこととする。なお、公物等の管理者においても、活動の実施時期に制約等が生じることが事前に分かっている場合などには、当初申請時に申請者に対しその情報を伝えるなどの対応をとることが望ましい。

また、地域生物多様性増進活動は、地域全体の生物多様性保全の方向性や外来生物の防除等の施策を踏まえながら実施することが重要であり、計画の策定に当たっては、生物多様性地域戦略（生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条）、森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の場合は市町村森林整備計画（森林法第 10 条の 5）といった、実施区域が所在する地方公共団体の関連計画を確認し、必要に応じて当該地方公共団体にも相談をして検討を進めることが望ましい。

(3) 事前相談

本法に基づく認定手続については、法第 14 条において、独立行政法人環境再生保全機構（Environmental Restoration and Conservation Agency (ERCA)。以下「ERCA」という。）が申請の受付等を行うこととなっている。ERCA は、環境省、農林水産省及び国土交通省との緊密な連携の下、計画策定に当たっての事前相談、地域生物多様性増進活動に対する各種助言や関係機関等への紹介等を行う総合窓口の役割を担うこととする。申請者は、各活動実施計画の作成に当たっては、これを随時活用することが望ましい。特に、法第 15 条から第 21 条までに規定する特例の活用を検討している場合には、総合窓口である ERCA に事前に相談するものとする。

(4) ERCA 及び地方環境事務所の役割

ERCA は、申請書類の作成等に関して必要な助言を行うとともに、申請者が目標の設定や活動手法の選定等に関する技術的な助言を必要としている場合又は特例の活用を検討している場合にあつては、当該活動の実施区域を所管する地方環境事務所又は当該特例に関する処分権限を有する地方公共団体を申請者に紹介するものとする。

地方環境事務所は、(3)により ERCA から紹介された申請者から相談を受けた場合には、目標の設定や活動手法の選定等に関する技術的な助言を行うとともに、特例（自然公園法その他の環境省が所管するものに限る。）の活用に必要な手続を案内する。また、地域生物多様性増進活動支援センターが設置されている地方公共団体の区域内における活動に関する相談の場合は、当該センターと緊密に連携をして助言等を行うものとする。

3 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定の申請方法等

申請者は、法第 9 条第 1 項及び施行規則第 1 条又は法第 11 条第 1 項及び施行規則第 7 条の規定に基づき、様式 1-1 の申請書及び様式 1-2 の増進活動実施計画又は様式 2-1 の申請書及び様式 2-2 の連携増進活動実施計画その他必要書類をそれぞれ添付したもの（以下「申請書一式」という。）を ERCA に提出するものとする。

申請書一式の提出先は、ERCA とする。提出に当たっては、電子メールその他の電子的方式による提出を原則とする。

4 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の変更の申請

認定増進活動実施計画（法第 10 条第 3 項に規定する認定増進活動実施計画をいう。以下同じ。）又は認定連携増進活動実施計画（法第 12 条第 3 項に規定する認定連携増進活動実施計画をいう。以下同じ。）を変更しようとする認定増進活動実施者（法第 10 条第 1 項に規定する認定増進活動実施者をいう。以下同じ。）又は認定連携市町村（法第 12 条第 1 項に規定する認定連携市町村をいう。以下同じ。）は、法第 10 条第 1 項及び施行規則第 3 条又は法第 12 条第 1 項及び施行規則第 8 条の規定に基づき、様式 5 の変更認定申請書に、変更後の増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画、変更前の増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画に従って行われる地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の実施状況を記載した書類（様式 6）その他必要書類を添付し、ERCA に提出するものとする。

5 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定審査

(1) ERCA は、申請書一式が提出されたときは、当該申請書一式について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書一式を受理するものとする。その上で、申請書一式を受理した日から、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制その他認否の判断に必要な事項について、認定基準に適合するかどうかの予備的な審査を行なう。

- (2) 環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣」という。）は、法第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第12条第1項の認定に当たっては、ERCAが実施した予備的な審査の結果及び専門的な見地からの有識者の意見を踏まえ、法、基本方針及び別紙に定める審査の観点に従い審査を行うものとする。
- (3) 環境省、農林水産省及び国土交通省（以下「主務省庁」という。）は、(2)の認定に当たって、生物多様性の増進に関する専門的な見地から意見を聴くため、有識者から構成される増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとし、審査委員会の事務局をERCAに置くものとする。なお、有識者は、自己に利害関係を有する案件については、その議事に加わることができないものとする。

6 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定結果の通知

- (1) 主務大臣は、申請のあった増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を認定した場合にあっては、ERCAを経由して、申請者に通知するものとする。認定しなかった場合にあっては、ERCAを経由して、申請者に通知するものとする。
- (2) 主務大臣は、申請のあった増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を認定した場合は、ERCAを経由して、法第9条第8項前段（法第11条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、遅滞なく、当該認定を受けた増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の実施区域をその区域に含む地方公共団体（当該認定を受けた地方公共団体を除く。）の長に、通知するものとする。

7 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の軽微な変更の届出

認定増進活動実施者又は認定連携市町村は、法第10条第1項ただし書及び施行規則第4条又は法第12条第1項ただし書及び施行規則第9条に定める認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の軽微な変更をした場合は、法第10条第2項及び施行規則第5条又は法第12条第2項及び施行規則第10条の規定に基づき、遅滞なく、様式7による軽微変更届出書をERCAに提出するものとする。

提出を受けたERCAは、当該届出に形式的な不備又は不足がないかを確認し、不備又は不足がある場合には申請者に補正させた上で、遅滞なく主務大臣に送付するものとする。なお、報告を受けた主務大臣が軽微な変更にあたらぬと判断した場合は、申請者は4の変更の申請を行うものとする。

第3 認定増進活動実施者、認定連携市町村及び認定連携活動実施者に対する報告徴収等

1 生物多様性見える化システムの活用

認定増進活動実施者、認定連携市町村及び認定連携活動実施者（法第15条第1項に規定する認定連携活動実施者をいう。以下同じ。）は、認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の実施状況については、別途国が整備する活動状況等を「見える化」する仕組み（生物多様性見える化システム）を活用して、定期的に主務省庁及びERCAに情報共有を行うものとする。

2 報告徴収

主務大臣は、1の「生物多様性見える化システム」において活動の実施状況の情報共有がなされていない場合や、認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の区域における生物多様性の状況が著しく悪化している場合には、その認定増進活動実施者又は認定連携市町村若しくは認定連携活動実施者に対し、認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の実施状況について、法第34条に基づく報告を求めることとする。

3 認定の取消し等

(1) 助言・指導

主務省庁及びERCAは、認定増進活動実施者、認定連携市町村及び認定連携活動実施者からの情報共有や報告等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお認定増進活動実施者、認定連携市町村又は認定連携活動実施者が活動に着手していない場合や、認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の区域における生物多様性の状況が著しく悪化している場合など、認定増進活動実施者、認定連携市町村又は認定連携活動実施者が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って活動を行っていない又は活動内容の改善が必要と認められる場合には、認定増進活動実施者又は認定連携市町村に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

(2) 認定の取消し

主務大臣は、主務省庁及びERCAが(1)の助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画が適切に実施される見込みがないと認められる場合や、主務省庁及びERCAの助言及び指導に従い活動の改善を行う見込みがないと認められる場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)等の関係法令に規定する手続を行い、法第10条第5項又は法第12条第3項の規定に基づき認定を取り消し、認定の取消しの対象となる者に対して通知するものとする。この場合において、主務大臣は、法第9条第8項後段又は第11条第8項の規定に基づき、遅滞なく、ERCAを経由して、認定が取り消された増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の実施区域をその区域に含む地方公共団体(当該認定を取り消された地方公共団体を除く。)の長に、認定を取り消した旨を通知するものとする。

(3) 中止等の通知

認定増進活動実施者又は認定連携市町村は、その地域生物多様性増進活動若しくは連携地域生物多様性増進活動を中止したとき、又はその地域生物多様性増進活動若しくは連携地域生物多様性増進活動を認定増進活動実施計画若しくは認定連携増進活動実施計画に従って行うことができなくなったときは、法第10条第3項及び施行規則第6条又は法第12条第3項及び施行規則第11条の規定に基づき、様式8により、ERCAを通じ、その旨を主務大臣に通知しなければならない。ERCAは、認定増進活動実施者又は認定連携市町村から中止等の相談を受けた場合は、変更で対応できるかどうか含めて手続きについて助言を行なう。主務大臣は、認定増進活動実施

者又は認定連携市町村から ERCA を通じ、当該通知を受けた場合には、法第 10 条第 4 項又は法第 12 条第 3 項の規定に基づき当該認定を取り消すものとする。なお、この場合の認定の取消しは、行政手続法第 2 条第 4 号のハに該当すると考えられることから、不利益処分には当たらないと解される。

(4) 認定取消しと特例の関係

増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の認定を取り消された者は、認定が取り消された日以後は、法第 15 条から法第 21 条までの特例を受けていないこととなるため、認定が取り消された日以後に各個別法により規制された行為を行う場合には、改めて各個別法の認定、行為許可等を要することに留意するものとする。

第 4 各個別法の特例に関する手続等（ワンストップ化特例）

法第 15 条から法第 21 条までの規定に基づく特例は、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の実施に必要な行為の手続にかかる許可等の申請を一本化し、手続の簡素化を図るもの（ワンストップ化特例）である。

申請者は、認定の申請に際して、ワンストップ化特例の活用の有無を記載した様式 4-1 を提出するとともに、特例を活用しようとする場合には、様式 4-2 から様式 4-6 までの該当する様式及び関連する必要な書類を添付すること。

主務大臣は、円滑な活動実施に向けて必要に応じてワンストップ化特例の活用を促すとともに、各個別法の許可等の基準を緩和するものではないこと、計画全体から特例の適用対象を明確化すること等に留意しつつ、都道府県、市町村等の関係機関と連携し、関係法令及び通知に則して必要な審査等の手続を適切に行うものとする。

1 自然公園法の特例（法第 15 条関係）

(1) 国立公園

自然公園法第 2 条第 2 号に規定する国立公園の区域内における行為許可及び自然公園生態系維持回復事業（法第 9 条第 3 項第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）の認定に関する特例の審査については、当該審査に係る法令及び通知に則して地方環境事務所長又は環境大臣が処理すること。

(2) 国定公園

自然公園法第 2 条第 3 号に規定する国定公園の区域内における行為許可及び自然公園生態系維持回復事業の認定に関する特例については、法第 9 条第 5 項第 1 号及び第 2 号（法第 11 条第 8 項において準用する場合を含む。）並びに同条第 7 項第 1 号の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得る必要があること。

2 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）の特例（法第 16 条関係）

自然環境保全法第 22 条第 1 項の規定による自然環境保全地域及び同法第 35 条の 2 第 1 項の規定による沖合海底自然環境保全地域の区域内における行為許可及び自然環境生態系維持回復事業（法第 9 条第 3 項第 4 号に規定するものをいう。）の認定に関する特例の審査については、当該審査に係る法令及び通知に則して地方環境事務所長

又は環境大臣が処理すること。

3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の特例（法第17条関係）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定による生息地等保護区の区域内における行為許可及び保護増殖事業（法第9条第3項第5号に規定するものをいう。）の認定に関する特例の審査については、当該審査に係る法令及び通知に則して地方環境事務所長又は環境大臣が処理すること。なお、環境大臣は、保護増殖事業の認定に関する特例の審査に当たり、必要に応じて、当該種の保護増殖事業計画（同法第45条第1項に基づき定めたものをいう。）を定めた国の行政機関の長に意見を求めることができる。

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の特例（法第18条関係）

(1) 国指定鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区の区域内における行為許可に関する特例の審査については、当該審査に係る法令及び通知に則して地方環境事務所長又は環境大臣が処理すること。

(2) 都道府県指定鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項に規定する都道府県指定特別保護地区内における行為許可に関する特例については、法第9条第5項第3号（法第11条第8項において準用する場合を含む。）及び同条第7項第1号の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得る必要があること。

5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の特例（法第19条関係）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第17条の4第1項の確認又は同法第18条第1項の認定に関する特例の審査については、当該審査に係る法令及び通知に則して地方環境事務所長又は環境大臣が処理すること。なお、認定増進活動又は認定連携増進活動に含まれる防除の対象が、同法において環境大臣及び農林水産大臣が主務大臣となる特定外来生物である場合には、地方農政局長又は農林水産大臣も同様に処理すること。

また、当該防除については、主務大臣は、法第9条第4項の規定に基づき、その旨を実施区域をその区域に含む都道府県知事に通知する必要があること。この場合において、当該都道府県知事は、施行規則第2条に定める期間（2週間）内に、主務大臣に意見を述べるることができる。

6 森林法（昭和26年法律第249号）の特例（法第20条関係）

(1) 市町村以外の者が申請者である場合

森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下、「伐採等の届出」という）に関する特例については、法第 9 条第 5 項第 4 号の規定に基づき、主務大臣から市町村長に協議し、その同意を得る必要があること。なお、この場合伐採及び伐採後の造林の状況報告は特例の対象外であるため留意する。

(2) 市町村が申請者である場合（市町村と市町村以外の者の共同申請の場合を含む。）

市町村が作成するその区域における増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画にあつては、伐採等の届出に関する特例については、主務大臣から市町村長への協議は不要であるが、法第 9 条第 9 項（法第 11 条第 8 項において準用する場合を含む。）において、当該計画に民有林における森林の施業が含まれる場合には、森林法第 10 条の 5 第 1 項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならぬと規定されている。

7 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の特例（法第 21 条関係）

(1) 主務大臣から都道府県知事等への同意付き協議

都市緑地法第 8 条第 1 項の規定による届出又は同法第 14 条第 1 項の許可を要する行為に関する特例については、法第 9 条第 5 項第 5 号（法第 11 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣から都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に協議し、その同意を得る必要があること。

なお、都道府県又は市がその区域における増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を作成する場合には、主務大臣から都道府県知事等への協議は不要である。

(2) 主務大臣から都道府県知事等への協議

都市緑地法第 8 条第 7 項後段若しくは第 14 条第 4 項の規定による通知又は同条第 8 項後段の規定による協議を要する行為に関する特例については、法第 9 条第 6 項（法第 11 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣から都道府県知事等に協議する必要があること。

なお、(1) の場合と同様に、都道府県又は市がその区域における増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を作成する場合には、主務大臣から都道府県知事等への協議は不要である。

第 5 その他

1 関連制度について

(1) 自然共生サイト

令和 5 年度及び令和 6 年度に認定された自然共生サイトについては、豊かな生物多様性が適切な管理により保全されていることが確認されている区域として認定されているものであることから、法に基づく地域生物多様性増進活動のうち、実施区域の生物多様性の維持に資する活動として位置づけることが可能である。このため、法に基づく審査に当たっては、自然共生サイト認定の際に審査した項目に係る審査は省略するなど、合理的かつ効率的に審査を進めるものとする。

(2) 地域連携保全活動計画

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「連携促進法」という。）については、法が、ネイチャー・ポジティブ（自然再興）といった新たな世界目標を踏まえ、連携促進法の要素も取り込みながら再構築する形で制定されたことに伴い、附則第 3 条により廃止されることとなった。

連携促進法第 4 条に基づく地域連携保全活動計画については、市町村が、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物多様性保全の活動を促進するための計画である。市町村が多様な主体を取りまとめて活動を実施していく方式については、連携増進活動実施計画において継承されている一方、法では、生物多様性の増進に資する活動かどうかという点を主務大臣が認定すること等が異なっている。

このため、既存の地域連携保全活動計画については、これまでの活動実績等を生かしながら追加的な検討・調整を行うことで、法に基づく連携増進活動実施計画として再構成することが可能であることから、主務大臣は、策定済みの市町村に必要な助言等を行うなどして、可能な限り、地域連携保全活動計画の連携増進活動実施計画への移行を促すものとする。

(3) その他

増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画については、都市緑地法に基づく優良緑地確保計画や、森林法に基づく森林経営計画、生物多様性に関する地方公共団体や民間団体による既存の計画や制度の認定などを、同時に取得しようとする実施主体も少なくないが見込まれる。これらについては、重複項目の審査を省略するなど、合理的かつ効率的に審査を実施し、申請者の事務負担を軽減するとともに、制度間の連携を推進していくこととする。

2 認定マーク

増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の認定を受けた認定増進活動実施者又は認定連携市町村若しくは認定連携活動実施者は、別図 1 のマークを使用することができる。

3 本要領に定めるもののほか、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定等について必要な事項は、別に定める。

別表 公物等の管理区域

公物等の管理等区域	定義
河川区域	河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域
砂防関係区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防法第 2 条に規定する砂防指定地 ・ 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
治山事業施行地	森林法第 10 条の 15 第 4 項第 4 号に規定する治山事業の施行地
海岸関係区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域 ・ 海岸法第 2 条第 2 項に規定する一般公共海岸区域
港湾関係区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾法第 2 条第 3 項に規定する港湾区域 ・ 港湾法第 2 条第 4 項に規定する臨港地区 ・ 港湾法第 37 条第 1 項に規定する港湾隣接地域
漁港区域	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定する漁港区域
漁業権区域	漁業法第 60 条第 1 項に規定する漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権）の区域
保護水面	水産資源保護法第 17 条に規定する保護水面
都市公園区域	都市公園法第 2 条の 2 に基づき設置された都市公園の区域
道路区域	道路法第 18 条第 1 項に規定する道路の区域

(備考)

- ・ 上記は、地域生物多様性増進活動の実施区域に含まれることが多く見込まれる区域であって、その実施に当たって特に影響が大きいと思料されるものを抽出し、計画策定段階での事前調整を促すとともに、認定審査において調整状況を入念的に確認することで、活動の実施体制を担保するためのリストである。
- ・ このリスト以外にも、法令により指定等された区域や、何らかの使用収益権が設定されている区域は多数あり、このリストに掲載がないからといって、それらの区域に関する規制や権利を考慮する必要がないということではなく、各法令に反した場合は、当然各法令に基づき対処されることに留意すること。
- ・ 地域生物多様性増進活動の実施に当たっては、実施区域に関係する法令を遵守し、地域のステークホルダーとの合意形成を図りながら進めることが肝要である。
- ・ なお、法に基づき増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定を受けた場合に、適用除外等となるのは、特例を活用した規定に関する行為のみであって、当然ながら、それ以外の法令に基づく規制については、認定後も遵守する必要がある。

